

令和5年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和5年 3月13日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画課長	石田	傑
税務課長補佐	奥元	次郎	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	村上	克樹	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	----	--------	----	----

## 1. 町長追加提出議案の題目

- 議第 44号 工事請負変更契約の締結について〔令和3年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕
- 議第 45号 工事請負変更契約の締結について〔3災1900号町道油井21号線①道路災害復旧工事〕
- 議第 46号 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン製作工事〕
- 議第 47号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町子育てビジター交流センター建設工事〕
- 議第 48号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町7工区）工事〕
- 議第 49号 工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（中村3工区）工事〕
- 議第 50号 物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕
- 同意第1号 隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について

### 議事の経過

#### ○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告                      9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第2号「隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」から、議第19号「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」までの18議案、及び議第30号「令和5年度隠岐の島町一般会計予算」から議第43号「令和5年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの14議案の計32件について行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願い致します。

なお、質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

はじめに、12番：前田 芳樹 議員

### ○12番（前田 芳樹）

私は予算説明資料No.7の中で、3点だけ説明を求めたいと思います。まず1点目、35ページ「再生可能エネルギー事業」です。この中のですね「緑のコンビナート推進協議会」会費納入3万円、会費納入の意義の説明をいただきたい。それからもうひとつ「バイオマス産業都市推進協議会」会費1万円、会費納入の意義の説明をしていただきたいと思います。これですね「脱炭素エネルギーへ移行する中でですね、技術革新によってエネルギー革命に繋がるこれらの会費をですね、関連事業の展開見込の説明をお願いしたいと思います。

### ○番外（環境課長 原 秀人）

おはようございます。環境課の原でございます。それでは先ほど前田議員からご指摘のあった内容について、ご説明をさせていただきます。まず「緑のコンビナート推進協議会」会費納入意義についてということで、「緑のコンビナート推進協議会」とはですね、緑豊かな自然と自然に恵まれながら有効に活用されない現状を打破するために、持続可能な新環境の創造を目的に平成23年度に設立をされた組織であります。主な団体は本町、島後森林組合、ウッドヒルほか島外の企業であります清水建設、鴻池組で構成されております。また、アドバイザーとして経済産業局、中国経済産業局、中四国農政局、隠岐支庁農林局も参画をしております。本町の豊かな里山など資源の有効活用を検討していく組織であり、このことから今後も今会議に参画することで、本町で脱炭素に向けた取り組みを推進する上で島外企業との情報交換、連携することは必要不可欠と考えております。

次に「バイオマス産業都市推進協議会」の会費納入の意義についてというところでございますが、「バイオマス産業都市」とはバイオマス活用推進基本法に基づいて、国の関係する7府庁、内閣府をはじめ総務省、文科省、農水省、経済産業省、国交省、環境省で構成される「バイオマス活用推進会議」で選定される自治体であり、地域のバイオマスを活用したクリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築を目的としております。本町では、平成26年度にバイオマス産業都市に認定されております。当会費は、選定自治体で構成される協議会の会費であり、選定されることで事業の内容に応じた関係府庁の施策の活用、各種制度、規制面での相談助言などの支援のほか各種補助金の優先採択などの利点がございます。このことから、2つの協議会はこれから本町が推進するべく脱炭素に向けた取り組みと合致をしており、今後におきましても、本協議会2つに参画することで国との事業の内容に応じた支

援など活用する利点や島内外の企業と情報交換、連携することは非常に重要と考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ○12番（前田芳樹）

詳しい、丁寧な説明ありがとうございました。世の中の<sup>すうねい</sup>数寧でもありますので、この関連事業者に関する支援ですね、今後本町でもしっかり取り組んでいくべきことではないかなと感じました。

次へいきます。35ページ「木質ペレット製造施設管理運営事業」1,955万8,000円についてです。年間45日しか稼働できないという報告内容がありましたが、収入660万円を費消してですね、費やしてですね1,955万8,000円を要している現状ですね、これは当初計画とは大きくずれてきているように思いますが。採算性の是正に関する今後の対策と見込みの説明をいただきたいと存じます。もうひとつですね、この「バイオマス発電」の燃料への活用増の見込みの説明をいただければと思います。

### ○番外（環境課長 原 秀 人）

「木質ペレット製造施設管理運営事業」の採算性の是正に関する今後の対策と見込みについて、及び「バイオマス発電」の燃料への活用増の見込みについてという事で関連がありますので、併せて答弁の方をさせていただきたいという風に思います。

先般、藤野議員から「一般質問」ありましたように、鴻池組による木質バイオマス発電の計画があり、令和6年度には役場本庁舎でバイオマス発電所が稼働する予定である。これによって発電に必要な木質ペレット、約年間1,080トンの原料を活用する見込みとなっております。事業の概要について、詳細については当初計画より、議員のご指摘のとおり遅れており、町長より早急に方針を示すよう指示をされております。今後の対策見込みなどにつきましては、具体的な方針が示される中で発電事業などの実施の有無を判断し、必要な予算措置を行うこととしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ○12番（前田芳樹）

当初計画は非常に大きな夢を持たせていてくれたんですね。戦後植林の杉の枝葉、枝や葉っぱまで活用できるという触れ込みでした。現状はまあそうならない。製材所の端材を供給されている状態ですかね。やっぱりこの資源活用的にはですね、これもうちちょっとよく改善をしてですね、材料供給そして製品の販路拡大、こういうところをしっかりと取り組むべきだと思います。

次へいきます。60ページ。「自然環境保全事業」白島崎園地施設管理費115万8,000円、内容

説明をいただきたいです。2つ目ですが、自然公園園地内不用木除去委託費15本、60万2,000円これの内容説明をいただきたいと思います。ついてはですね、白島崎、尾白鼻、支障木が非常に大きくなって増加しているんですよね。展望台としての機能が非常に低下していると思います。この①②の事業で、これらの箇所を不用木除去はしないのでしょうか。そこら辺の説明をお願いします。

#### ○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

「自然環境保全事業」のご指摘でございますが、これにつきましては「総括資料」にて説明をさせていただきたいと思っております。3点目の①の白島崎園地施設管理費について、それと2点目の自然公園園地内不用木除去委託費の内容について、ご説明をさせていただきます。園地施設管理費の内容につきましては、1のトイレ管理費と②の遊歩道除草業務委託料、それと③の園地施設管理業務委託料ということで、これはトイレの清掃、そしてその園地内、その周りの除草作業など予算を計上しているところです。

2の方に移ります。自然公園園地内不用木除去委託料です。内容につきましては、県の積算根拠を準用して、資料の記載のとおり造園工、普通作業員消費税等で危険な不用木を除去するための予算を計上しております。当初予算において、どの箇所を実施するかという部分については、倒木したものを順次除去、実施しているところでございます。それと、白島崎、尾白鼻の支障木が増加して展望台としての機能が低下しているのではないかと、この箇所の不用木を除去しないのかというご質問につきましては、白島崎につきましては令和3年度に展望所の通計伐採を行っております。尾白鼻の方につきましては、現在尾白鼻遊歩道の途中の林道が災害により「立ち入り禁止」となっておりますことから、尾白鼻遊歩道も今「立ち入り禁止」としてあります。夏頃には復旧される見込みであるということを知っておりますので、これにつきましては、島根県と連携して現地確認を行いながら、倒木の恐れのあるものや、著しく景観を損なうものについては、今後対処してまいりたいという風に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○12番（ 前 田 芳 樹 ）

今後対処していくという返答がありましたから、まあまあ理解できました。今、白島崎の駐車場のところの西側ですね、松の木がいっぱい生えあがっているわけです。以前はですね、西側の水平線までしっかり見えおったわけです。視界不良になっている状態の展望台というのは、今後対処していくべきだろうと思っております。尾白鼻についてもですね、丁度良い水平線が見えるところに松の木が大きく立ち上がっています。ここら辺に関してもしっかりとやっ

て展望台機能を回復させるべきだと思います。以上とします。

**○議長（池田信博）**

以上で、前田 芳樹 議員の「質疑」を終わります。

次に、7番：村上 謙武議員

**○7番（村上謙武）**

それでは私の方からは、はじめに「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」議第9号について、資料は議案の26ページになります。質疑の要旨ですが、令和4年の12月の定例会において「職員の給与に関する条例の一部改正」は行われています。3か月後に再び本定例会で職員の期末手当に関する条例の改正を行う。その必要性について、まずお聞きしたいと思います。

続けて質問しますが、提示された資料を見ますとですね、この加算率上限の件については、県下11町村の内、約過半数の町村において、加算率上限は10%の状態です。本町が令和5年4月1日付けでそれを15%に引き上げを行うという判断の基準をお聞かせください。

**○番外（総務課長 佐々木 千明）**

2点質問いただいたという風に考えておりますので、1点ずつお答えしたいと思います。まず1点目の3か月後に再び職員の給与に関する条例改正を行う必要性、こういったことですが、まずですね昨年12月の給与改定、これは毎年の人事院勧告等に伴いまして、給与改定をおこなっているところでございまして、これは昨年は引き上げる結果となりましたが、令和3年あるいは令和2年は逆に引き下げる結果となっております、毎年この社会経済情勢に対しての人事院改定に伴って、給与の改定を行うものでございますので、今回の改定主旨とはちょっと異なるということをまず認識していただきたいという風に思います。その上で、今回の条例改定でございしますが、この度町三役の給与等に関する条例を上程させていただいております。この中で町三役の加算率の方も引き上げることで上程させていただいておりますので、それに合わせて職員の給与についても見直させていただくということでございます。

加えて見直しにあたっては、県内の町村の状況あるいはお隣の鳥取県の本町と同規模の自治体の状況、これを参考にして見直したところでございますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

2点目は、県下の町村の過半数が加算率の上限を10%としている中で、4月1日付けで15%に引き上げる判断基準はというご質問でございますので、これにつきましては常任委員会でお

示した資料をご覧いただいた上での、ご質問かと思しますので再度資料に沿ってご説明させていただきたいと思えます。本日の総括質疑の追加資料の方をお願いしたいと思えます。この資料、常任委員会で産建の方でも説明させていただいた資料と同じものでございます。

まず県内の町村の状況でございます。赤く囲ってある11町村加算率の状況でございます。確かに6つの町村が10%、11町村のうち10%となっているのが6つの町村でございますけど、これを見て分かりますとおり、6つのうち4つはですね、隠岐の4か町村でございます。本土の7町村を見ますと、2つの町が10%で、あと残り5つの町村が10%以上と。まあ具体的に申しますと、20%の町が2つ、15%の町が2つ、12%の町が1つとなっているところでございます。

なお、1番下のこれはお隣の鳥取県の本町と同程度の人口規模の自治体の事例を表しておるところですけど、まあいづれも鳥取県の方は15%と統一してございます。こういった他の自治体の状況を見させていただいて、この度15%に引き上げるとしたことでございまして、4月1日付けで上げる判断基準につきましては、先ほどお答えいたしました通り、町三役の加算率を引き上げるのに合わせて改正を行うこととしたところでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

## 〇7番（村 上 謙 武）

それでは再質問の方をしたいと思えます。まず、この時期についてですけど、町長等の三役の報酬及び期末手当の答申があつて、それに合わせて職員の期末等の手当を見直すという、4月1日という答えでした。今回そういった理由ですけど、町長等の三役等のあれと全く別問題で、地方公務員の給与等については、地方公務員法の第24条第2項にきちんと規定されておりました。私はこの規定に沿って職員を期末手当、これも職員の給与、手当のそういったところを法に沿ってですね、見直し検討するというのが基本ではないかという風に思っておりますので、この時期の改正というのはちょっと不自然だなあという風に考えております。

また先ほど12月に人事院勧告に基づいて、見直しを行ったという毎年そういった形で人事院の勧告が出て見直しをされるわけですので、ここのところも毎年本町では、地方公務員法の第24条第2項に規定してあるような、県下の他の市町村、ここに第24条の条文がありますので、ちょっと読んでみます。「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されています。ですから、先ほど提示された県下の町村の加算率の上限、これは1つの見直す要素の1つですけど。あと鳥取県にしても加算率の上限率の数値しか出てないんです。じゃあ鳥取県の町村の給与の平均、月例額とか、期末勤勉手当の額、それからラスパイレス指数、そ

ういう総合的に判断できるような、客観的に判断できるような資料を提示してから、本町では10%、15%に引き上げますというような説明があつて然りです。この点だけの資料を提示して、本町は15%に引き上げますと言われても、ちょっと説明不足のところがあるのではないかなあということです。ですから先ほど言ったように、他の地方公共団体の職員の県下の町村の、この加算率の上限だけではなしにですね、月例給とか期末勤勉手当の額、ラスパイレス指数、できれば県職員との比較もあつていいんではないかと。そういう所を出してからですね、これを見なおしますという、そういう説明をするべきではないですか。

それからもう1点、時期的に、やはりこの職員の給与の見直しをするというのは国家公務員の人事院勧告を対象にして、それから島根県も県職員を対象として県の人事委員会が勧告を毎年、国の勧告の後に出します。そういうのを総合的に判断して、この10%を15%に引き上げが必要だというような、総合的な判断をしてから時期的に条例を改正するのが皆さん納得できる、そういった改正のやり方ではないかという風にまあ考えますが、その辺について町の見解をお聞きします。

#### ○番外（ 総務課長 佐々木 千明 ）

先ほど再質問の方をいただいたわけでございますけど、まあ基本の考え方はですね、先ほどお答えいたしました通りでございます、タイミング、あとは見直しの内容とも妥当であると考えております。島根県のお話をされたところですけど、島根県の方はですね人事委員会を個別にもっておりますので、そういったことに準拠してやっておりますけれども、我々はそういった人事委員会はございませんので、国の人事院勧告を尊重しているわけでございます。ちなみに島根県の職員のこの加算率の方は20%となっております、これはちょっと参考にならないかなと思って、この度は県内の類似団体、町村あるいはお隣の人口規模の類似団体、これを参考に見直したわけでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

#### ○7番（ 村上 謙武 ）

先ほど総務課長の方から県の人事委員会の勧告は県職員を対象にしているから、本町は人事院、国の方の勧告によってやるというような主旨ですね。その人事委員会のない町村、市町村の給与の改定にあたっては、その流れというのはきちんともう出てますので、きちんとそれを確認してください。県の人事委員会の勧告も十分考慮する、そういう風になってますので、そのへん勘違いしないように、今後やっていただきたいという風に思います。これ以上質問しても平行線になると思いますので次の質問にいきたいと思います。

次は「財産の無償譲渡について」です。議第17号、議案の37ページです。今回「光ファイバーケーブル施設」を無償譲渡をする評価額が記載されてないですが、この評価額がいくらになるか教えてください。

**○番外（ 総務課長 佐々木 千明 ）**

評価額についてのご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、固定資産台帳上のお話をさせていただきますけど、台帳上は光ファイバー通信施設の財産区分を償却資産と位置付けておりますので、耐用年数、現施設は10年と設定されておまして、現時点ではこの耐用年数を過ぎておりますので、帳簿上の資産価値は下限額の1円となっております。以上でございます。

**○7番（ 村上 謙武 ）**

ただいま帳簿上の資産の評価額が1円という、こういった場合、譲渡とする時は記載する。記載項目の中に、譲渡資産の評価額はいくらというのは必須項目ではないかと私は思います。資産の価値が1円でも、この譲渡資産を、評価額を1円なら1円と。そういう風に記載しなければ、社会通念上そういう風になっていると思いますので、そこが抜けていたので、資産額を質問したわけです。資産価値はほとんどないという状況なので、今回、町のそういった財産を無償譲渡するということなるので、私としてはもう少し資産価値のある施設かなという風に思っておりました。ここで譲渡する方が、なぜ譲渡にかかる費用を負担しなければならないかというような疑問点があったものですから、それで評価額を聞いたわけです。社会通念上こういった価値のある、評価額が0でも非常に価値のある資産だと思います。そういったものを譲渡する場合には、譲受人の方がその譲渡にかかる費用というのは一般的に負担するのが、社会通念上はあるのではないかとあって、今回なぜ町が1億なんぼですかね、かなり1億7,950万円の費用をかけて譲渡するのか、ちょっと不自然だなという風に思いましたので、その辺のところを本町がこういった譲渡に関わるそういった費用を負担しないと相手の譲受人は、そういった資産は受けませんよといったような、そういったことがあったのでしょうか。

**○番外（ 総務課長 佐々木 千明 ）**

この件につきましては、令和2年の6月から相手方とずっと協議といいますか交渉を進めてきたところでありますけど、相手方は当然採算性が確保できるか、私どもは行政サービスの向上あるいは将来的な財政負担、こういったことを念頭に置いて協議を進めてきたわけでございます、この度その諸条件で折り合いがついたので、無償譲渡の条例を提案させていただいたわけでございます。ご理解の方をお願いいたします。

**○7番（村 上 謙 武）**

それでは2点目です、この施設を譲渡した後、年間あたり軽減される財政負担額は大体いくら位になりますか。

**○番外（総務課長 佐々木 千 明）**

財政負担額については、総括資料の6ページで説明させていただきたいと思います。この6ページは、昨年12月議会の全員協議会でお示しした資料でございます。まず左側にあります隠岐の島町とNTT西日本島根支店このやり取りについてはですね、必要な維持保守管理費を隠岐の島町からNTTにお支払いすると、それとほぼ同額を施設の使用料としてNTT西日本さんの方から町の方に入れていただくという。ここは差し引き0になりますので、この分は除外して、実際にかかる経費はこの右側に四角で囲ってあります部分でございます。その他の経費として、中国電力柱共架料あるいは自営地の柱占用料、電柱の支障移転、施設の修繕費等で、これは昨年12月時点の金額でございますけど合わせますと5,385万円。これについて支出がなされるということでございます。これを譲渡後には、この支出が費用の一切必要なくなる。もう町から手が離れますので、こういった費用は発生しないということでございます。以上でございます。

**○7番（村 上 謙 武）**

ただ今の質問では、資料に示されてある5,385万円、これに近い金額が毎年軽減されるという風に理解してよろしいでしょうか。

**○番外（総務課長 佐々木 千 明）**

これは毎年あの特に支障移転工事、こういったことが大きな変動がございますので、毎年と言われるとちょっと異なってくると思います。例えば令和3年度ですと、2,000万円程度支出の方は済んでますし、ただ言えることは今後老朽化が進んでいく中で、必ずこういった維持管理に要する町からの支出は増えてくる、こういったことは断言できると思います。以上でございます。

**○7番（村 上 謙 武）**

そういった施設にかかる費用については、その年によって大きな変動があるという説明ですね。この資料見ますと、この5,385万円のうち大きな支出になっている電柱支障移転というのが4,300万円ありますが。大きな金額だと思いますが、これは大体どういった内容の支出になっているんでしょうか。

**○番外（総務課長 佐々木 千 明）**

これは様々な要因がございまして、道路の改良工事ですとかあと建物を建てる民間の方々  
が建物を建てる時に支障になったりします。こういったもろもろの要因によって支障移転が  
生じるということでございます。特に昨年こんなに多額の金額になりましたのは、大峰風力  
発電を整備するのに伴いまして、そこへの器材搬入に伴いその電柱支障移転費がかさんだ  
ということが、金額が膨らんだ大きな要因でございます。以上でございます。

**○7番（村上謙武）**

特別な理由がない限り年間そんなに大きな支出はないかなという風に説明を聞いてて理  
解したんですが。というのはこの提示された資料の中に事業費が11億8,460万円という部分で  
すが、平成22年度に多額の費用、予算を使って整備した施設でもありますので、そういった  
ものを譲渡する時には今言ったように、年間これだけの経費の節減に繋がりますというきち  
んとした説明があつて然りかという風に思っております。ですので、そこは、きちんと出さ  
ないと分からないと説明を聞いていて感じたのですが、その辺はいかがですか。

**○番外（総務課長 佐々木千明）**

この度、譲渡を判断した理由は財政面のことだけじゃありません。町民の方々にとって行  
政サービスの向上、これも大きな要因でございます。これを譲渡することによって町民の皆  
さん方は本土並みの条件で利用できると。これがもうひとつの大きな要件でございますので、  
そのところも、ご理解をいただきたいという風に思います。

**○7番（村上謙武）**

次に、③のこういった本町のようなケースは、県下の市町村で事例があれば教えてください。

**○番外（総務課長 佐々木千明）**

県内には、本町以外にも5つの町村が同じようにNTTさんとIR契約を締結した上で運営をし  
ております。今のところ譲渡が済んでいる、あるいは譲渡の協議を進めているというような  
ことは承知しておりません。

**○7番（村上謙武）**

終わります

**○議長（池田信博）**

以上で、村上謙武議員の「質疑」を終わります。

次に、1番：岡田智子議員

**○1番（岡田智子）**

おはようございます。それでは「男女共同参画事業」「消費者対策事業」の2点につきまして質疑をさせていただきます。今年は6月にG7男女参画、女性活躍担当大臣会合が栃木県の日光市で開催されることが決定され、男女共同参画や女性活躍推進に対する機運が高まることと思っております。

そこで本町の男女共同参画事業の目的と概要、また担当者会議経費の積算根拠につきまして、ご説明をお願いいたします。

### ○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

改めまして、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

本日提示します総括質疑資料の7ページをお願いいたします。今回の答弁につきましては、昨年度作成しました「事業実施計画」の抜粋によりまして、ご説明をさせていただきます。資料の赤枠の箇所をご覧ください。まず「男女共同参画事業」の大きな目的としましては、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指すものでございます。次に、事業概要でございます。各種審議会等への女性の参画を推進しますと共に、町民の男女共同参画意識の形成に向けた啓発等の取り組みを行うものでございます。最後に担当者会議経費の積算根拠につきましては、毎年島根県が主催で「隠岐ブロックの担当者会」というのが計画をされております。こちらの出席費用、現在では島前地区への出張費用を概算で計上しているところでございます。以上です。

### ○1番（ 岡田 智子 ）

事業目的、概要のご説明それから担当者会議経費ということで、出張旅費だということその辺は理解をいたしますが、それらを踏まえまして再度質問させていただきます。

先日のですね、施政方針演説の中で男女共同参画社会の実現につきましては「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」に基づいて取り組んでいくということをおっしゃってございました。ですが、この「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」の中に記載されております「男女の地位が平等だと思う人の割合について」が、平成28年度では38.4%あったんですが、令和3年度は17.9%で低くなっております。また令和4年度、この先ほど説明いただきました事務事業外部評価の結果からも啓発方法や内容を見直して、より効果的な方策が必要があるのではないかなどというようなことが提言されておられます。

大変申し訳ないんですが、こういった結果を踏まえまして今後どのような取り組みをおこなっていくのか、お考えをお聞かせ下さい。お願いします。

## ○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

すみません。本日明確にお答えするだけの来年の取り組みは未だ決定しておりません。アンケートの結果等も踏まえまして、この結果が男女共同参画社会の実現に向かうよう啓発活動に改めて取り組んでいきたいという風に思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○1番（ 岡田 智子 ）

先ほど課長より啓発活動を行っていくということで、分かります。で、私もこの本事業さらに進めていくには、この啓発活動というものがポイントになると思っております。ひとつだけ、実は先ほど申しあげました栃木県、これ先進自治体のひとつでございます。その中でも「大平男女共同参画を進める会」の皆さんの取り組みというのが、「根っこはひとつ、切り口は沢山ある」この考えのもと、社会の必要的課題に念頭を置きまして、住民目線で年間のテーマを決めて取り組むことで効果をあげておられます。このようなですね、先進自治体の事例がありますので、またご参考にしていただければと思っております。

女性の皆さんが活躍できるということは、この島に住む誰もが自分らしく輝けることに繋がってまいりますので、これからの取り組みに期待をして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、「消費者対策事業」につきましてでございます。昨年は4月より「民法改正」によります成年年齢の引き下げや、本町でも還付金詐欺の予兆電話があるなどの若者の消費者トラブルだけでなく、高齢者を狙った特殊詐欺というものは大きな社会問題となっております。そこで本事業の目的と概要、また啓発活動費があがっておりますが、この内容につきましてご説明をお願いいたします。

## ○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

それでは総括質疑資料8ページをお願いいたします。こちら資料の赤枠の箇所をご覧ください。まず「消費者対策事業」の目的につきましては、「複雑・多様化する消費者被害から町民の皆様をお守りするため、啓発活動を通しまして町民一人ひとりの消費者問題に対する意識を高める」ものでございます。

次に事業概要につきましては、こちらは啓発活動と消費者教育の2本立で行っております。消費者教育につきましては、年度当初にテーマを決めずに、その時々合いまして旬なテーマにより行っております。令和3年度からは、高校3年生を対象に成年年齢の引き下げによる消費者トラブル等について未然防止の教育を行っているところでございます。

最後に啓発活動費の内訳につきましては、さまざまな啓発活動時においてお配りしており

ます「啓発グッズ」等を作成する費用を概算で計上しております。この中には、標語でございますとか、仮に消費者被害に遭った時の連絡先、電話番号等記載したものをグッズとして作成をしております。以上です。

#### ○1番（岡田智子）

説明、ありがとうございます。主に啓発グッズ、消費者生活相談窓口の記載であったり、成年年齢だったり、いろいろな消費者情報を盛り込んだものであるという風に理解をいたします。ただ、事業の目的を踏まえまして再度質問させていただきます。

島根県の発行いたしております「暮らしの情報」によりますと令和3年中の県内の特殊詐欺被害件数は過去最多で、その上65歳以上の高齢者の被害割合も大幅に増加いたしております。こういった消費者問題の現状に対しまして、今後どのような取り組みを行っていくのかお考えをお聞かせ下さい。

#### ○番外（地域振興課長 宇野慎一）

こちら具体的な啓発活動の取り組み内容について、本日ご発言できるものは持ち合わせておりませんが、「消費者問題研究会」というところで各方面の方々と意見交換をしながら、その年の啓発活動の内容を決めております。本日、岡田議員の方から情報提供いただきました65歳以上の消費者被害が増えているということ、その場で共有いたしまして本年度のテーマ等設定していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○1番（岡田智子）

ではその中で、参考になるといいですか、これからの取り組みの1つになると思うんですけども、高齢者の被害割合が大幅に増えております。島根県の「第5期消費者基本計画」の中に令和6年度までに県内全ての市町村において高齢者の方々の消費者被害を防ぐために、地方公共団体が設置主体となった、それから関係機関、地域の関係者などを構成員といたします「消費者安全確保地域協議会」地域見守りネットワークの設置の目標として掲げておりますので、この辺りもですね「消費者問題研究会」の方々と一緒に検討していただきながら、取り組んでいただければと思っております。

このことを申し上げましたのは、私もですね消費者問題に関する出前講座、それから啓発活動実施させていただいているんですけども、皆さんのお話伺いますと実際にですね、通信販売、訪問購入そして電話勧誘販売で、実際に困ったり失敗もされておられます。ですので、こういった被害への未然防止、拡大防止のためにもサポート体制の充実と各ライフステージに応じた消費者教育の推進、こういったことを期待しまして、質問終わりたいと思

います。ありがとうございました。

### ○議長（池田信博）

以上で、岡田 智子議員の「質疑」を終わります。

次に、10番：池田 賢治 議員

### ○10番（池田賢治）

通告いたしました「障がい者地域生活支援事業」と「駐車場管理運営事業」の二点について質疑を行います。

まず、最初に「障がい者地域生活支援事業」の相談支援事業委託費は日常生活の心配毎の相談を受け、面接や訪問により助言をし、社会生活を営む支援を目的としているが、子育ての中で不安や悩みを抱えている「発達障がい」の方に対し、どのような相談支援を行なっているかお聞きしたいと思います。

これは、今回の町長の「施政方針」にもきちんと謳ってありましたので、その辺の内容を踏まえてお聞きしたいと思います。

### ○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

ただ今の、池田賢治議員より「子育ての中での不安や悩みを抱えている“発達障がい”の方に対しては、どのような相談支援を行っているのか」についての、ご質問をいただきました。

総括質疑資料9ページに資料を提出しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

はじめに、「相談支援事業実施状況」についてでございますが、本日も提出いたしました資料は、その中で「発達障がい」に関するものについて令和5年2月時点で状況を抽出したものであります。状況を説明させていただきます。

まず一点目、相談支援を利用した障がい者等（対象者）の実人数ですが、障がい者は43名、障がい児は17名、計60名となっているところであります。

二点目、相談件数でございますが、障がい者317名、障がい児235名、計552件となっております。

三点目、支援方法でございますが8つに分類しております。この分類につきましては、本相談支援事業に係る状況の報告の中で国が示しておりますので、その8つに分類されております。電話相談、訪問、関係機関の調整、電子メール、同行、個別支援会議、来所相談などがございます。電話による相談、訪問、関係機関が上位3つであり、全体の75%を占めている状況でございます。

四点目、支援内容はどのようなことを行なっているのかということでございますが、こちらにつきましても1から15に分類されております。幅広い内容となっております、全体で897件の相談となっております。

1番目の、福祉サービスの利用に関する支援が340件と最も多く約4割を占めているところでございます。2番目の生活技術に関する支援が108件、3番目の家族関係・人間関係に関する支援が96件であり、上位3つで全体の6割を占めております。

4番の保育・教育に関する支援が65件、5番の健康・医療に関する支援が64件と続いているところでございます。

具体的に「発達障がい」の方に対する相談支援のアプローチということでございますが、相談支援事業は、「基幹相談支援事業所」、「一般相談支援事業所」の計2事業所において実施しています。

基幹相談支援事業所は、主に大人に関する相談支援を行い、一般相談支援事業所は、大人並びに子どもに関する相談支援を行っています。

子どもの相談支援について、一般相談支援事業所で担当しておりますが、運営している法人が障がい者支援施設等の児童部を運営しており、知識・技術等も有しておりますし、そのような状況から主にこれに関することにつきましては、こちらの事業所の方でお受けするようになっているところでございます。

具体的な相談は、支援を利用するご本人又はご家族・支援者の方から相談が入ってまいりますので個別に相談支援専門員。こちらは国が示す研修計画に基づき、島根県が実施する講習を修了した専門職でございますが、対応しているところでございます

現在、それぞれの両事業所において、親自身が「発達障がい」のある方からの相談をお受けしております。内容は自分自身に関する事、家庭での生活、子育て、日中の子どもの預かり、子どもの病気、障がい等さまざまであります。それぞれご本人が電話で連絡を取ってくる場合、もしくは来所される場合、または電子メールやスマートフォンで連絡をとってくる場合と様々ですが、ご本人様の選択された手続きに基づいて、丁寧にお話を伺いながら一緒になって対応策を考えていきます。

行政、医療、福祉関係機関につないだり、または病気に関することでご本人様が望まれたら、診察現場に同行し付き添ったりすることもあります。支援につきましては日中もありませんが、時間外というところでもございます。いずれにいたしましても、相談支援は本人の承認を得ながら進めて行くプロセスでございますので、基本的には電話相談、対面等から入っ

てまいります。ご本人様が承諾されましたらもちろんご自宅への訪問、もしくはご希望されれば相談支援所の利用者にお出でいただいた面接等、具体的に対応を図っているところでございます。なお、本人様がなかなか承認や同意が難しく、電話等での相談が頻繁に繰り返される状況であるということもございますので、全ケースを一概に括ることはできませんが、個別的に支援を図ってまいります。

現在、相談支援事業所の体制の強化が課題となっております。相談回数、相談時間、相談の人数が急速に増加しておりまして、相談支援専門員の業務が逼迫しております。相談者に対し、丁寧に個別的支援を具体的かつ有効に実施していくためには、相談を受ける側の体制の強化がどうしても必要だと判断したところでございます。

この度の相談支援体制の強化によって、町民の皆様にとって非常に重要な最初の相談の窓口となる「支援窓口」の強化を図ることで、相談者の権利を護り、相談してよかった、話してよかった、受け止めてもらってよかったと納得いただける体制を築き、この相談業務を実施してまいりたいと考えているところでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

#### ○10番（池田賢治）

ただ今、丁寧な説明の資料をいただき内容は分かりましたが、今日出された資料を「当初予算説明資料No.3」にこういう内容が書いてあれば、詳細が分かって良かったですが、今回、こういう質疑が出たから新たに内容説明のきちんとした資料が出たということですので分かりました。

今の説明のとおり、今年の2月時点で43名の発達障がい者がおられると、この「資料No.3」でみた当初予算説明資料では令和元年には10名、令和2年には29名、令和3年には32名、そして今年の2月には43名と、どんどん増えてきている中で支援は何かというと「分類の資料」には電話、メールというようなことで書いてあったもので、平成5年度には機関の相談支援センターを1名増員して4名体制で支援対応を行なうと謳っておりながら、内容を見たら電話、メールという説明になっていたもので、折角、対応して新年度やっていこうという中でどんなものかなと思ひ質疑をしたところです。

実は、私が今回こういう質疑をしたのは、皆さんご存じだと思いますが昨年の9月3日「第10回福祉フォーラム」が文化会館で開催されました。その時にコーディネーターと4名のシンポジストの方がおられました。その中に1名の方がそういう障がいをもっておられた保護者の方がシンポジストとして出ておられました。その中で一番悩んでいるのは「地元の人とふれあう機会が少ない」「どこに相談していいか」というのが、非常に保護者としては悩んで

いるという意見がありました。また、コーディネーターとか助言者の方の中にも、今回に挙がっているような相談支援制度を充実するべきだと、もう一つはバリアフリーとは違ったもので、誰もが参加、活躍できる社会づくりのためのユニバーサルデザインをするべきではないかと、バリアフリーの中でそういう表示をしておりますが、やはり最初からバリアフリーじゃなく、ユニバーサル的なデザインをしていくべきではないかという提言がありましたので、今後新年度に向けて、支援に向けて予算が十分に活用できるような事業を進めていただきたいと思います。

次の「駐車場管理運営事業」の消費税過年度分（平成30年から令和3年度）の支出がありますが、この過去4年間分の延滞税、加算税を納付する義務が発生した詳細理由をお願いしたいと思います。

#### ○番外（施設管理課長 増本直行）

ただ今の質問についてお答えをいたします。「駐車場会計」におきまして延滞税及び加算税義務が発生した詳細な理由についてであります。令和5年10月のインボイス制度施行に伴い、適格請求書発行事業者等の制度内容について調査検討したところ、事業者免税点制度の適用上限額が平成16年4月1日より従前の3,000万円から1,000万円に引き下げられておりました。過去の駐車場利用料金の売上高を確認したところ、平成16年度より既に売上高が1,000万円以上であり、消費税の申告義務が生じておりました。

この状況について、西郷税務署に確認をしたところ過去4年間の延滞税及び無申告加算税を納める必要があるということで、新年度予算より計上しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○10番（池田賢治）

説明ありがとうございました。

私は個人的に考えますと、こういう物が4年間に溯って延滞税及び加算税を徴収されたということでしたので、税務署の査察が入ったのかと勘違いをしておりました。税務署に相談したらこういうことになったということですね。

ご存じだと思いますが、普通の雑草地を駐車場にして貸している場合は課税は掛からないのですが、こういう公営のきちんとした建物の駐車場は当然課税が掛かるのは、料金を徴収することですので課税が掛かるのは当然のことですが、それがずっと勘違いをしていたということですので分かりました。

もう一点、新年度の予算に消費税の令和4年度分の47万2,000円が計上されておりますが、

令和5年度、今年の新年度分の消費税は平成6年度に挙げるということでしょうか、ちょっと説明をお願いします。

**○番外（ 施設管理課長 増本 直行 ）**

消費税の納税は令和5年度は令和4年度の実績に基づいて消費税を納めるということですので、令和5年に挙げております47万2,000円については令和4年度実績の消費税でございます。

**○10番（ 池田 賢治 ）**

47万2,000円は令和4年度の消費税の部分を令和5年度の新年度予算に計上してということですね。そうすると令和5年の4月以降の消費税部分については令和6年に過年度予算で計上する。実績に基づいて挙げてくるという意味ですか。分かりましたので終わります。

**○議長（ 池田 信博 ）**

以上で、池田 賢治 議員の「質疑」を終わります。

ただ今より、11時00分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時41分 ）

**○議長（ 池田 信博 ）**

休憩を閉じ、会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時00分 ）

引き続き、総括質疑を続行します。

次に、13番：石田 茂春 議員

**○13番（ 石田 茂春 ）**

それでは、私の方から質疑させていただきます。

議第43号、議案資料の3ですね、最後のページの272ページ。事業名が「集合徴収から離脱して、独自の料金体制」そして「隔月検針」ということで、質疑の要旨は、内容ですね。この書いてあるとおりでございます。それで終わると、課長にちょっと失礼にあたりますので、私の方からちょっと言わせてください。

この資料を見ますとね「義務的経費」、これは町民のことを思って集合徴収から離脱して、独自に徴収するんだなあ。私独自の考えですよ。というのはね、集合徴収で言いますと、税、料、そしてある月になりますと固定資産税が来ると相当な金額になるから、まあ支払いしやすいように引き落としを変更するんだなあ、という風に理解したんです。

しかし、その下の「投資的経費」を見ますと、これはまたちょっと違うんですよ。検針

が毎月から2か月に1回の検針、そういう風に謳ってあります。そうしますと上では、町民のことを思って支払い日を変更したんかなあと思ったが、今度は2か月に1回の、2か月の検針ですから2か月分の料金を請求するんじゃないかなあと私は思ったんです。

企業会計ですから、儲けないといけないんですね。だけど儲けるためには経費節減、これは当たり前のことですけど。その前に使っていただける、町民の皆さんにある程度説明しないといけないですね。PR。こういう風にしますから使ってくださいという風に。そして経費節減をするという事は分かりました。

しかし、利用していただいた以上は必ず使った分だけの料金を払っていただきたいということですね。これは「水」ですからね。“財布の紐”ではないですよ、“財布の袋”をしっかりと締めておかないと「水」ですから漏れますけんね。漏れないようにしっかりですよ。そういうことで徴収をお願いしたいと思います。以上です。

#### ○番外（上下水道課長 村上 和久）

それでは先程の質疑に対しまして説明させていただきたいと思います。今回の質疑の説明の方法という事と、その他に徴収間離脱は町民のことを思ってのことかということと、隔月検針になった場合の集金の仕方というこの3点だったと思います。

まず、集合徴収間離脱の理由はですね、これは自治体情報システム標準化ということで国が進めている施策の中で、税金とかの地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化というのが、その中にあります。これは令和7年度には、隠岐の島町これをやらなくちゃいけないということになっておりますが、その基幹業務の中に残念なことに上水道、下水道がありません。そういうことで、令和7年度と一緒にこの集合徴収から離れるのではなく、令和6年度にちょうど下水道事業の公営企業化、それからこのインボイスの対応とか改修がいっぱいありますので、この際に全てやっってしまうということで集合徴収からの離脱、この令和6年4月を目途に現在進めているところでございます。

そして、隔月検針の方法についてでございますが、総括質疑の資料10ページをご覧ください。ここに隔月検針方法の詳細について書いております。まず隔月検針の方法ですが、町内を2つの地区、この表でいくとA地区・B地区大きく2つに分けようと考えております。そして検針は隔月に行いますが、請求は毎月今までどおり行う考えをしております。そうした場合にどうなるかを、この下の表につけております。令和5年度の来年度中は、まだ毎月検針、毎月請求ですから、このB地区の1番右側の欄を見てもらったら分かると思うんですけど、2月の末に検針を行いまして、3月の末に2月分を請求する。これが今の毎月検針のやり方でござい

ます。

それをこの下の方に赤字で「令和6年の4月に検針」と書いてあります。4月の末に検針しますので、3月と4月、2か月使った水道の総量、これを検針して、それを2か月に分けて請求することになりますので、5月には3月分の請求、6月には4月分の請求ということになります。

つまり料金がどのようになるかというのが、右の料金の比較という表の1番上をご覧ください。例えば今言った3月、4月をいっぺんに検針すると言いましたから、毎月検針ですと、3月に12トン使いましたといえますと、12トン分の2,333円を4月に請求させていただいて、そして4月に使った20トン、またこれを検針しますから、これは4,621円。2か月で計32トンの水道使用量、そして料金は6,954円を請求させていただくわけですが、今回は4月に3月、4月分をいっぺんに検針しますので32トンという総計しか分かりません。これを2で割りまして、16トン、16トンの請求をして3,477円を2回に分けて請求していく、合計は6,954円と変わらない請求ということになりますが、まあ後で述べようと思うんですが、この下にどんどん表がありますが、20トンを超え、20トンまでは水道単価は一定額ですが、21トンから高くなります。そして41トンからもうちょっと高くなります。ということで、その境目になりますと表のように、隔月検針にした方が若干安くなってしまうということになっております。これが隔月検針の方法の詳細でございます。

そして、この隔月検針の方法によりまして今言った、集合徴収から離脱した独自の集金システムによってどのように変わるかということが一番下に書かせてもらっております。ひとつは独自の集金システムになりますから、今まで「納付書」で支払いをしていた方は、「新しい納付書」になります。そして2番目が毎月の水道料金は今、説明しましたように翌月に請求しているのが、2か月後に請求するという形になります。このことから令和6年4月は、上の表を見ていただきますとグレーに塗ってあります。令和6年4月は、2か月後に請求するこの調整のために、水道料金を請求することができないことになります。

そして3番目、請求は毎月行いますので利用者の納付方法には変更が生じないことで、現在検討しております。銀行とも今協議中ございまして、引き落としの方もなんら手続きなく、今まで通り毎月引き落としを行う方向で現在調整中でございます。

そして4番目が先ほどお話ししましたように、平均して水道使用料を計算することから、毎月検針より安価になるということがございまして、これらの変更点につきまして、議員のおっしゃる通り高齢者に分かるように説明をしたいという風に考えておりますので、来年度分かりやすい、このような変更点を分かりやすく説明しようと思っております。

議会資料No.3、272ページの「義務的経費」と「投資的経費」ですが、「義務的経費」につきましては、これはやらざるを得ない、今言ったように国のインボイス制度、そして自治体のシステム標準化によってやらなくてはいけない経費でございます。これらの経費を賄ったり、今後、水道事業の経営を安定化させるためにどのような方法をとったら営業支出、費用を安くできるかということで「投資的経費」としてこういう仕事を隔月検針、こういうことをして支出を少しでも抑えようということで、「投資的経費」という風に表示させていただきました。住民説明については、十分丁寧に説明していく方針ですので、ご理解のほどお願いいたします。

### ○13番（石田茂春）

そうしますと、集合徴収は引き落とし日は一緒という風に理解でいいですか。そうかね、私は良い方に解釈して変更するのかなあと思ったんですわ。それと、今この表を見ておるんですけど、料金の比較なんか書いてあるが、これだけ見たって分からないわけなんですわ。説明聞くと分かるのですが、高齢者が見たってこれは「何のことだか、ひとつだけ分からへん」、必ずこう言う疑問点が発生します。だからあの先般、「ゴミの出し方」の冊子イラスト入りで非常に分かりやすいと好評いただいているんですよ。こういうことを参考にして、やっぱりきちっとこういう時はこうなりますという風にしていただきたいと。

それで、人を集める必要はないと思います、私は。人を集めても、集めるのも大変ですから。それだったら、「ゴミの出し方」の冊子みたいに分かりやすく全戸配布していただければ、皆さんに分かります。その点どうですか。

### ○番外（上下水道課長 村上和久）

引き落とし日については、おっしゃる通り変わりません。ただし、水道料金は前月の翌月に集金するので2か月遅れて集金する。ここの内容が変わってくるだけで、大きく利用者の皆さまにご迷惑をかけることはないと思っております。そしてこの料金の比較、確かにこういう風に下がるということは、ここでご説明させていただいたんですが、なかなかケースバイケースで高齢者の場合は特に20トン以下の方が多いですので、ほとんど一番上の表、料金が変わらないところにいるのかなと思われまます。その辺も踏まえてですね、各戸配布するのか、それとも広報で何べんもやるのか、必要な時には出掛けるのか、その辺を踏まえて議員のご指摘のとおりそのことを十分、頭に置いて今後の広報活動していきたいと思っております。

### ○13番（石田茂春）

最後に課長、“財布の袋”をしっかりと締めておいてくださいよ。水漏れのないようにね。

以上で、終わります。

### ○議長（池田信博）

以上で、石田 茂春議員の「質疑」を終わります。

次に、9番：西尾 幸太郎 議員

### ○9番（西尾幸太郎）

通告にしたがいまして、まずは予算説明資料18ページ「特定目的基金繰入金」について、対象事業の「リスト」を求めて資料として出されているのですが、これはですね、対象事業と充当額が一致していれば、どの事業で使われたのかなあというのは予算資料なんかを見ていたら推測できる部分もあるんですが、一致してない物も中にはあるので、その辺りに関してはこういう風な「リスト」をですね、毎回当初予算の時とか、決算の時なんかは示していただきたいなあという風に思うのですが、その辺りのちょっと考え方を聞かせてもらっていいですか。

### ○番外（財政課長 石田 寛 弥）

特定目的基金取り崩しに伴う繰入金の充当先の「リスト」ということで、財政課の方からお答えさせていただきます。まず総括質疑資料の11ページをご覧ください。新年度の予算案につきましては、まず「地域振興基金」の取り崩しを行っているところでございます。充当先の事業としては10の事業に対し、総額1億2,086万7,000円充当をしているところでございます。ご質問の各々の充当額でございますが、こちらの額と予算額はイコールになっているところでございます。

同じく下の「ふるさと隠岐の島応援基金」でございます。こちらも4つの事業を充当先の事業に対しまして、総額2,179万3,000円の充当額となっているところでございますので、よろしくお願いたします。

### ○9番（西尾幸太郎）

今回、資料の求め方と今の質問の仕方もちょっとこちらの方がまずかったのかなあという風に思うところがあるので、再度ちょっと一致しないというところに関して質問したいと思うんですが。例でいうと、「地域振興基金」の表の2行目、「生活バス路線対策事業」の「地域公共交通計画推進事業」これ予算額としては299万2,000円なんですけれど、この基金からの充当が99万8,000円になっているわけで。ここの辺りの金額が一致しないから、この「特定目的基金繰入金」はどこに入られているのか非常に分かりにくい、というところを言いたかった。実際、この99万8,000円というのは299万2,000円のうち何に使われるのか、ちょっとお

答えしていただいていたいいですか。

**○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）**

地域振興基金の充当につきましては、表の上段に記述しております総合振興計画の重点施策及び特定有人国境離島、特措法に係る社会福祉、社会維持推進交付金事業の特定財源を除いた一般財源、必要とする一般財源に地域振興基金を充当しておりますので、事業そのものには特定財源とこの地域振興基金が充当されてその事業費になるということをご理解いただきたいと思ひます。

**○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

実際予算化する時に、この99万8,000円は何に使う目的で充当されているのかというところを聞きたいんですよ。そこ明確に決まっていますか。

**○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）**

特定目的基金の充当は何に使うのかというご質問だと思います。地域振興基金に関しましては、こちらは本町の今の予算編成上の考え方としては、先ほど申し上げましたように、本町がその年度に必要な重要な施策と考える部分と、先ほど言いました有人国境離島法、特措法に係る事業の一般財源に充当するという考えをもって予算編成の財源充当としていくところですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

**○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）**

いや、同じことを繰り返して答弁されているのかなという風に理解しているんですけど、実際この99万8,000円の詳細ですよ。何のために使うのかというところの細かい、例えば「地域公共交通計画推進事業」の中でも、いろんな使い道があると思うんですよ。その中には特に決まってないという話なんですか。

**○番外（ 地域振興課長 宇 野 慎 一 ）**

失礼します。具体的な事業名が出されましたので、地域振興課の方でお答えさせていただきます。この事業、路線の見直しでありますとかいうことに今年の場合は「業務委託費」として使うこととしております。全額この「業務委託費」ですので、そこに財源の38ページの上、財源のところがございます「地域生活交通再構築事業補助金」というのが入ってきます。通常であれば、支出の項目に対してこの補助金のみが当たり、残りを一般財源で措置するところがございますが、先ほど財政課長の話の中にもありました、うちの中で地域振興基金を一定のルールで当てるといふことがございますので、その推進事業費、委託費の中の業務に一部当てるといふことでございます。

### ○9番（西尾幸太郎）

その辺りのなんですかねえ、内部规则的なものであげているという風に関しては、まあ理解する部分もあるんですけど、そのルールの詳細であるとか、その理由、目的である部分が全くその資料では見えてこない部分があるので、その辺りをきちんと示していただきたいのと、その部分をきちんと理解した上でこういった予算に関しては、賛成・反対の検討も議会として行う必要があるのではないかなあという風に思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

### ○番外（副町長大庭孝久）

あの、まずですね、我々が財源を考える時にまず「補助金」があります。あと「起債」があります。でその合わせて充当した時に、足りない部分を一般財源でやる。その一般財源の内訳はどうするかという時に、通常いろんな税料金を充てて、なお且つ足りない部分については基金を取り崩したり、そういう形で歳出・歳入の予算をあわせます。

今回、西尾議員さんが質問された部分についてはですね、どうしても先ほど財政課長が言いましたように重点項目については特定目的基金を当てるという方針は持っております。で、一般財源が足りない部分を充てますので、詳細にどの部分になにを使うかということはなかなか明確にできない部分もございます。先ほど財政課長が言いましたように、この事業に充てますという項目はでることができますし、最終的に決算でこれだけ使いましたよということには説明はできるんですが、じゃあ何になんぼ充てたの、充てているんだという事はなかなか明確に説明できない部分がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

### ○9番（西尾幸太郎）

であれば、決算の際にはきちんとそのどういった目的で、どういった場所に使われたのかということところは、こういったリスト化してですね。明確に議会側が理解できるようにしっかり資料提供していただきたいなあという風に思いますし。特にですね、「ふるさと隠岐の島応援基金」のところに関しては所管のところになるので、これは詳細については委員会の中で指摘していこうかなあという風に思います。これまでも指摘したとおり通常経費みたいなところに、こういった特定目的の基金を繰り入れて使うという風な事に関してはですね、やはり問題があるのではないかなあという風に思ますので、予算執行する際には、きちんとその辺りも議会側からそういった指摘があったということを念頭にしっかりと執行していただきたいなあという風に思います。

次の質問に移ります。68ページの「林業振興事業」の「ペレット原木搬出補助金」に関し

て、これは通常ペレット製造に係る経費みたいなところの補助金を出して、補っていくという風に個人的には理解しているんですけど、この補助金に係る部分をペレット販売価格に転嫁した場合の影響について説明をお願いします。

#### ○番外（ 農林水産課長 河北 尚夫 ）

おはようございます。農林水産課河北です。ペレット工場、この補助金をペレット価格に転嫁した場合という事でございますが、まず今回、当初予算に計上させていただいておりますのは来年度以降、発電事業が始まるという風なことで、まず原木を搬出する側としてですね、ある程度前もって出す必要があるのではないかとという事で、今の段階でいつスタートというのが正式に決定はしておりませんが、3か月分程度いるのではないかとという事で3か月分の予算を計上させていただいております。

で、資料の方をお願いします。現在私どもが聞いておりますペレット製造量が1,230トンと伺っております。それに対するペレットの原木使用料量が3,259m<sup>3</sup>ほどでございます。ペレット用原木の補助金が1m<sup>3</sup>1,500円とさせていただいておりますので、ペレット原木の補助金が490万円弱の数字となります。これを1,230トンで割りますと「4円」ということとなりますが、ペレット工場自体の1,230トン作った場合の売上、現行の金額で申しますと5,700万円ほどの売上となります。5,700万円程度のところへ原木補助金490万円弱がかかるということになりますと、大きく経営が困難になるといいますか、非常に厳しいところであるということになります。

現在、ペレット工場さんの方で計算されているのは松江のバイオマス発電の単価でございますけれども、バイオマス発電用に出荷している単価を参考に協議をさせていただいておりますが、そのあと左の表にありますように、いわゆる「ウッドショック」という部分から原木の単価の方もじわじわと上がってきている状況でございます。その部分の上乗せは困難ではないかと。

私どもとしましては、現地に残材が残るということは避けたいということがございまして、支援をしていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

#### ○9番（ 西尾 幸太郎 ）

通常の一般流通で言うのですね、こういった原材料導入にコストが上がった場合はですね当然販売価格に転嫁してきちんとやるという風になっているところで、まあ、もともとその当初予算の説明の時にはもともと1m<sup>3</sup>6,000円搬出するのに費用がかかるのが7,500円程度になるから、差額分の1,500円を補助するという風な説明、この理解は正しいのでしょうか。

**○番外（ 農林水産課長 河北 尚夫 ）**

搬出の経費が7,500円程度というのは、この「価格表」自体が全国のものでございます。もともとが6,000円というところから、7,500円程度搬出の経費がかかるのではないかという部分につきましては、市場価格との差額で1,500円と。なかなか搬出がいろんな条件がございまして難しい部分がございます。なので、市場価格で7,500円と6,000円の差を搬出の経費増だということで、こちらの方で算定させていただいております。

**○9番（ 西尾 幸太郎 ）**

実質的になにが言いたいかというところ、じゃあ経費がどんどん上がっていきまして、今後そのペレット販売価格を据え置きにして、全部その税金で補助していくのかというところなんですよね。その辺りの考え方をちょっと聞かせてもらっていいですか。

**○番外（ 環境課長 原 秀人 ）**

今後あのペレット製造単価についての、まあ経費の高騰によって販売価格に転嫁する考えがあるかというところですが、令和6年4月にはペレット発電事業をやるという予定としております。これについて、その辺の部分についてもですね、今後転嫁をするのか、町でそれについて補助していくのかという考え方についてもですね、今後整理をさせていただきたいという風に考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○9番（ 西尾 幸太郎 ）**

もちろんですね、発電事業の場合はですね、売電価格などその事業所がコントロールできない、その販売価格の部分もあるので、その辺りはその事業所の方と相談しながら進めていくというのは理解する部分はあるんですが、それもその諸手を挙げてですね、じゃあ不足分は全部税金を使って補助していけばいいという話にはならないと思いますので、その辺りの財源の工夫であるとか、その事業者との交渉であるとかは、しっかりやっていたかかないと。まあそら経費が高くなってきているから、なんでもかんでも補助だという話にさせていただきたくないなという風に思うんですが。その辺りの、ちょっと考え方をもう1度聞かせていただいてもいいですか。

**○番外（ 副町長 大庭 孝久 ）**

今、西尾議員さんが言われたことはもっともでございます。再生可能エネルギーを使用するについてはですね、今の社会情勢もあって非常に高価になってきて金が掛かるというようになってきています。森林環境譲与税をいただいておりますので、我々はそのお金を活用しながら、当然山を守ると、自然環境を守っていくということが主旨でございますので、そう

いった意味で、再生可能エネルギーをどう活用するかという事になってくると思います。

先ほど言われましたように、じゃあどの辺まで町として金を出せるかというところを、バランスを取りながら考えていかななくてはならないと。で、一番いいのは町の負担がなくて企業努力でやっていただくのが一番いいわけですけど、なかなかそうもいかない。先ほど言ったように売電をどのくらいの価格でできるのか、まあ中国電力ネットワークさんの方もどれほど融通をきかせてくれるか、そういったところもございますので、また「一般質問」であったように当然、議会の方へも詳細に決まれば説明をさせていただきますので、我々もしっかりとですね、その辺を考えていかなければならないと思っておりますので、その時がくれば詳細に説明をさせていただきますので、現段階ではちょっとその辺でご理解いただきたいなと思います。

#### ○9番（西尾 幸太郎）

まあ理解しました。これからの事業になってきますので、その辺りはしっかりとやっていただきたいなと思います。これで質問を終わります。

#### ○議長（池田 信博）

以上で、西尾 幸太郎議員の「質疑」を終わります。

最後に、14番：高宮 陽一議員

#### ○14番（高宮 陽一）

当初予算説明資料No.7の43ページ、「隠岐温泉 GOKA 管理運営事業」について伺いますが、資料の103ページに概要がありましたので内容は理解しているつもりですが、この温泉を運営するにあたって新年度に向けて、どのような利用人員、イベント等の計画があるか教えてください。

#### ○番外（五箇支所長 藤野 一）

質問にお答えをしたいと思います。通常の利用者の見込み数につきましては、総括質疑資料の13ページをご覧ください。これが過去3年分も併せまして、今年度分も併せた数字であります。引き続きコロナの影響が残ることも加味しまして、低めの1万1,000人程度を見込み今回提示させていただきました。

また計画していますイベントにつきましては、昨年は中止しましたが「こどもの日」「夏祭り」「七夕祭り」、昨年実行して好評だった「ゆず湯」「クリスマス会」「ハローウィン」等のイベントを企画している状況であります。

#### ○14番（高宮 陽一）

実績は「令和3年度の決算書」でその時資料で見えております。これも合併後ずっと教民で担当してきていますので、大体、年間の利用者は1万5,000人前後をずっと推移してきておりますが、最近ではコロナの関係で1万人ちょっとというところですが、イベントがこれも事業の成果のところにありますように「住民のアンケート、利用者だけでなく町民のアンケートを行いました」と。この資料の中にアンケート調査、どうも集計結果が42名ですね。1万3,000人の42人がアンケート調査をしたということですが、そういう状況を受けてこの施設をどうするかということで、第2泉源を調査をすると。私も第2泉源というのを初めて分かりました。

ここの施設にある所にしか泉源がないと思っておりましたが、この第2泉源というのはもともとあった施設なんですか。

**○番外（五箇支所長 藤野 一）**

第2泉源はもう28年ぐらい前に掘ったものでして、相当経っておりますので、かなり前からあったと認識しております。

**○14番（高宮陽 一）**

現在も第1泉源、第2泉源も使って汲み上げているという理解をして良いですか。

**○番外（五箇支所長 藤野 一）**

総括質疑資料の16ページを見ていただいたら分ると思いますが、現在は第1泉源は使っておりません。昔は第1泉源を使っておりましたが、第1泉源のタンクだけを使っておりまして第2泉源から第1泉源のタンクへ移しております。で、「ふれあい五箇」へ行っている物、直接「GOKA温泉」へ行っているというルートで、現在第2泉源」を利用している状況でございます。

**○14番（高宮陽 一）**

私だけかも知れませんが、本当、このこと分かりませんでした。そうすると、いろいろその中が詰まったりしているから今回、改めて調査をしようということですね。

はい。分かりました。

それでは送迎バスの件ですが、運行計画といいますか、通常1運行あたりどのくらいの方が乗っておられますか。

**○番外（五箇支所長 藤野 一）**

今現在、表の上の方が西郷線、下の方が布施線となっております。西郷線の大体の利用者数が8名ぐらい、布施線が現在のところ1名ぐらいです。西郷線に詳しく時間が入っていない

のは交通事情がありまして、時間通りにいかないということもあり、今のところその近辺でGOKA 温泉のバスを見たら「手を挙げていただき」、その近辺で乗せてあげるといった状況を取りながら、運行をしている状況です。

新年度から歌木経由都万・那久線を運用しようとして調整をしようとしているところですが、これに加えましてそういった都万線を今後考えていきたいと予定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○14番（高宮陽一）

大体考え方は分かりました。これ以上やると「一般質問」になりますからGOKA 温泉は終わります。

次に、当初予算説明資料No.7の87ページ「都市再生整備事業」です。

いよいよ隠岐の島町の玄関口が整備をされるということで、個人的には「大変喜ばしい」ことだなと思っておりますが、ここの中に用地、建物補償費が1億1,000万円ばかりあります。総事業費が3億3,000万円余です。私が心配するのが、本当にその建物とか用地の関係、交渉関係がうまくいっているのかということと、そこに関わるところの皆さん方の認識が「本当にやろうやあ」という気持ちになっているのかどうか、ちょっと心配しているわけです。事業はスタートしたが「いや、私は協力できない」ということになった時、また事業が先延ばしにされると、道路の関係でも別のまた負債を抱えるということもあったわけですが、そこらのところを心配するわけでありまして、今、用地の問題、建物の問題、地区住民の理解度というのはどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思っております。

#### ○番外（都市計画課長 石田 傑）

それでは高宮議員の先ほどのご質問、「都市再生整備事業」西郷港周辺についての2つの質問についてお答えをいたします。

まず一点目の用地、建物等の交渉見込みについてというところでございますが、まずこの事業に必要となります、事業用地の地権者の方々にとって共通する重要な情報を共有するために「地権者の会」を設立しております。この会の中で話し合いを行ないながら、個別交渉を今進めているところでございます。

このまちの再生デザインにつきましては、子どもたちをはじめ、多くの町民の皆様のご意見をいただいて決定しております。地権者の方の個別の話し合いにおいても、総意としては町のデザイン、この事業についての総意として合意していただいているという状況です。

現在「地権者の会」で全体として合意をしていく、そういう項目を話し合いを行ないなが

ら、特に一期計画では令和5年度から令和9年度に5か年計画ですが、この計画にかかる地権者の方の要望、意見を計画に反映させるために、個別ヒアリングを今おこなっているところです。令和5年度新予算に計上しておりますのは、地権者の方の代替えの要望もあつたりとか、住民の方とか、この事業を進めるために「協議会」を作っておりますが、協議会でもとても重要なこととして必要であるという意見が多い駐車場の計画の用地、それからポケットパーク等の事業用地というのを予算化しています。

この駐車場計画用地は2名の方の予算化をしておりますが、この方々につきましては既に交渉によりまして合意をいただいている状況です。また、ポケットパーク等の用地の方も「ぜひ、まちづくりに協力したい」というお言葉をいただいている状況です。

今後の令和6年度以降の事業用地の取得につきましても、全体の計画のまず合意をいただく説明をしながら、個別に交渉を進めていかななくてはいけないかなと考えています。私も人伝いにいろんな「噂」を耳にしておりますけども、皆さんにお話を伺っている中では、この事業に協力をしていただいているという状況でございます。

二点目の地区の住民の方の理解度についてということですが、これについては総括質疑資料の17ページの方をご覧くださいと思います。

地区の住民の方の理解を得るために、今年度どのような“まちづくり”の活動を行なってきたかというところを表にまとめています。4点ほど項目を出しておりますが、1点目としましては先ほどお話をしました「地権者の会」です。これまで6回開催をしております、現在は基本となります統一した標準の用地単価と移転をお願いしていかないといけない事業者方、この事業者の方は新たな配置で事業を継続していただきたいのですが、どのような場所に移転が可能であるかという配置案について現在話し合いを行なっています。2つ目にワークショップの開催です。うみとまちをつなぐ核となる2つの通り、仮称、「うみまち通り」と「大社分院通り」、この2つの通りが今回のまちの再生の核となっておりますが、この道をつくるための計画の話し合いを行なってきました。「大社分院通り」では、用地提供のお願いをしております「出雲大社総代会」に説明会を実施したり等、意見交換会をおこなって理解をいただいているところです。3つ目です、西郷港周辺地区への説明ということで、これは昨年11月に東町地区の説明会を行ない、続いて西町地区、今年に入って3月に港町地区に説明会を行なっています。中町地区へ説明をお願いしているところではありますけども、これは令和2年度に作成をした、このまちづくりの理念と方針を定めた「西郷港玄関口まちづくり計画」、この計画の方向性が中町の方で独自に作っている「協議会」というものがありまし

て、その協議会で話している「まちづくりの方向」と町の「まちづくり計画」の方向性が違うということを言われておりました、計画見直しというものを出来ない以上は「説明会」は今では受けられないという言葉をお伺いしています。

「西郷港玄関口まちづくり計画」との違いは、中町の「まちづくり協議会」との違いについては私はそんなに無いと感じておりますが、この辺の違いについての話し合いを今後することとしておりました、その話し合いがまとまったところで「説明会」の方を開催していただけると話しを受けています。この“まちづくり”は丁寧に町民の方にご意見をいただきながら進めてきたつもりです。今後、ご意見をいただくように話し合いの機会は設けていきたいという風に考えています。4つ目です、小学校、中学校、高校生の方との「まちづくり授業」です。今年度11回開催をしております。子どもたちは西郷港周辺の整備を大変待ち望んでおられます。学校としてもこれから創られる町を、次の世代の子どもたちが考えたり、提案したり、実践していくということは非常に貴重な学習の体験と捉えてくれております。今後、10年間一緒に子どもたちとの学習の活動とまちづくりを続けていきたいと考えております。

このような活動の内容を分かりやすく町民の皆さんにお知らせするために、プロジェクト全体をまとめた「プロジェクトニュース」というものと、個々の事業の計画のプロセスを伝える「デザインニュース」という2つのニュースレターを作ってお配りしておりますけれども、なかなか回覧では皆さんに目にさせていただくことが難しいのが現状です。

事業に関係する当事者、地権者の方も勿論ですが、町全体の活性化のためのプロジェクトですので、町民の皆様には正確な情報をお伝えする必要があるかなと考えています。

このように、地区の住民の方に関する活動を引き続き行ないながら、そのプロセスを正確に町民の皆様伝えていくということが、事業への理解をいただくことに繋がるのかなという風に考えておりますので、ご理解のほどいただきますようお願いいたします。以上です。

#### ○14番（高宮陽一）

終わりたいと思いますが、やはり心配するのは中町と町の考え方の少しズレがあるとか、地権者の方でもちょっと話を聞きますと、本土におられる地権者の方もおられるようでして、そこら辺り話を聞いてないとか言うのを聞くわけですが、なかなか行政の仕事というのは、どうしても法的にきまりがあったり云々というのがあるわけだが、一般の人はそれをなかなか理解できないです。課長が一生懸命に考え方を説明しているけれども、説明を聞いてもそれが何のことか分からんという方が、私はおられると思います。これはするうえでは大変難しい

し、過去の例でも例えば、用地交渉して仕事をする場合でも、年度がズレていけばいくほど、後だしジャンケンではないが、ごねてくるわけですよ。そういうことで「せいのおうで」やらんといけないかも知れんし、そういうことも十分注意しながらやらなくてはいけないと思うが、とにかく「地域の人がよし分った」と「みんなで一緒にやろうや」という気持ちを、何とか役場の方が頑張ってもらって醸成をして、素晴らしい玄関口を実現していただきたいという風に思いますので、しっかり頑張ってください。答弁いりませんので、よろしく願いいたします。

### ○議長（池田信博）

以上で、高宮 陽一 議員の「質疑」を終わります。

以上で「総括質疑」を終わります。

### 日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第44号「工事請負変更契約の締結について〔令和3年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」から同意第1号「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」の8件を議題とします。

### 日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました8件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

### ○番外（町長 池田高世偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第44号の「工事請負変更契約の締結について〔令和3年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により資材の納入が遅れ、工期内に工事を完了することが困難となったため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第45号の「工事請負変更契約の締結について〔3災1900号町道油井21号線①道路災害復旧工事〕」についてであります。他事業との調整により本工事の着手が遅れ、工期内に工事を完了することが困難となったため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 46 号の「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン製作工事〕」についてであります。ケーソン製作用作業台船を使用する他の先行工事の遅れにより本工事の着手が遅れ、工期内に工事を完了することが困難となったため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 47 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町子育てビジター交流センター建設工事〕」についてであります。別途発注の外構整備工事において、建物敷地法面に保護工事を追加施工する必要が生じ、本工事を工期内に完了することが困難となったため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 48 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町 7 工区）工事〕」についてであります。現地精査による管路工の変更及び、交通誘導員数等の実施精算により、請負金額を増額する必要が生じました。

また、地質や地下水位などの現場条件により、施工に不測の日数を要したため、工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 49 号の「工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（中村 3 工区）工事〕」についてであります。事業の進捗を図るため、マンホール工の追加等により、契約金額の増額及び工期を延長する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 50 号の「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」についてであります。購入予定の車両におきまして、令和 4 年 9 月 1 日施行の車外騒音に関する規制の認証取得に不測の日数を要したため、年度内の納入が困難となりましたことから、納入期限を延期する必要が生じたので、物品購入変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第 1 号の「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」であります。本町教育委員会教育長 野津浩一氏が、来る 3 月 31 日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、8 件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、

適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時57分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時57分 ）

**○議長（池田信博）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 12時07分 ）

（ 本会議再開宣告 12時07分 ）

**日 程 第 4. 質 疑**

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました8件の議案について、質疑を行います。

ここで、野津教育長の退室を求めます。

（ 野津教育長 退 室 ）

はじめに、議第44号「工事請負変更契約締結の締結について〔令和3年度社交金一本橋橋梁更新工事〕」から議第50号「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」までの7件について一括して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

最後に、同意第1号「隠岐の島町教育委員会委員長の任命同意について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

野津教育長の入室を許可します。

（ 野津教育長 入 室 ）

**日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託**

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第2号「隠岐の島町隠岐有機センター設置及び管理条例を廃止する条例」から、議第19号「指定管理者の指定について〔船原集会所〕」まで

の18件、議第30号「令和5年度隠岐の島町一般会計予算」から議第43号「令和5年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの14件、及び本日追加提出された議第44号「工事請負変更契約の締結について〔令和3年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」についてから議第50号「物品購入変更契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」の7件の計39件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがいまして、議案39件は、「議案付託表」のとおり付託することに決定いたしました。

## 日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日3月14日から16日の三日間は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

( 散 会 宣 告 12時11分 )

以 下 余 白